



もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト

## 令和5年度の工事が完了しました。

令和2年7月豪雨で被害を受けた最上川(大石田地区)において河道掘削工を行い、予定通り完了しました。長年にわたり河川に蓄積した土砂を撤去したことで川の水が流れる面積が広くなり、大雨による河川の増水の上昇を抑えることができます。

工事期間中、地域の皆様にはご理解とご協力をいただきましてありがとうございました。



工事名：最上川中流大石田地区河道掘削工事  
施工業者：(株)柿崎工務所  
施工内容：河道掘削 樹木伐採

### 河道掘削



### 樹木伐採



〈河道掘削〉  
→赤枠箇所の土砂を撤去しました。  
〈樹木伐採〉  
←川の中に生えている樹木は洪水時には川の流れを悪くしたり、見通しが悪くなり川の様子が確認しにくくなるため伐採する必要があります。



出典：地理院地図に位置情報等を追記して掲載

## 現場技術者による「安全施工技術」研究発表会

「大石田地区河道掘削工事における安全対策について」

(株)柿崎工務所

現場代理人：今田 大督さん

2月14日に第28回となる「安全施工技術」研究発表会が行われました。この研究発表会は、工事現場において現場技術者がそれぞれの現場で安全対策や施工技術に関わる創意工夫の取り組み事例を発表し、施工技術の向上と労働災害の未然防止を目的とするものです。

大石田出張所管内からは(株)柿崎工務所/現場代理人：今田大督さんが「奨励賞」を受賞しました。



不法投棄禁止！



発見次第通報します

# 不法投棄はやめましょう

## あなたの行いは犯罪行為です！

雪解けが始まるこれからの時期は河川での不法投棄が多く見られます。特に近年は悪質な不法投棄が目立ちます。「誰も見ていない」「誰も気付かない」なんて思っていませんか？大石田出張所では河川でのパトロールを強化し、不法投棄の箇所や投棄物を厳しくチェックしています！

不法投棄は景観を損ねるだけでなく、川が汚染され、その結果地域へ多大な迷惑をかける事になります。



悪質な不法行為に対しては警察に通報し原因者の特定を行います！

美しい最上川を守るため、地域を守るためみんなでルールを守りましょう。

不法投棄を発見した方は警察または当出張所までご連絡ください。

自分の住んでいる地域にゴミを捨てられたら...どう思いますか？



令和5年10月  
横山地区(大人用紙おむつ等)



令和5年11月  
大石田地区黒滝橋下(椅子2脚)



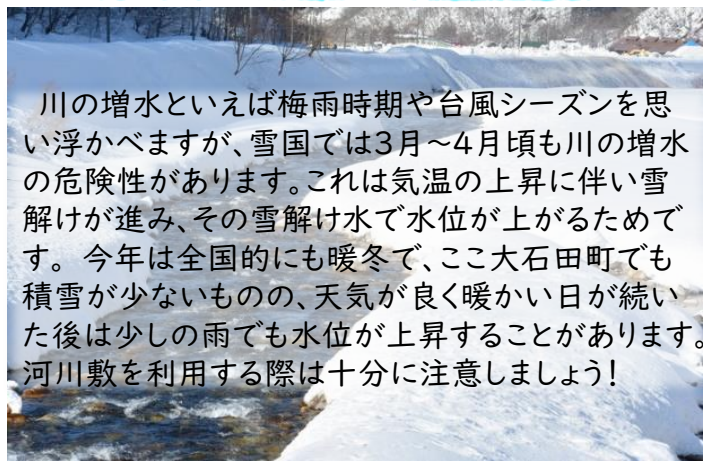
令和5年12月  
豊田地区(ペットボトルや空き缶等)

### 罰則

【河川法第29条】3ヶ月以下の懲役または20万以下の罰金

【廃棄物処理法第5条及び第16条】5年以下の懲役または1,000万以下の罰金

### 雪解けによる河川の増水にご注意ください



川の増水といえば梅雨時期や台風シーズンを思い浮かべますが、雪国では3月～4月頃も川の増水の危険性があります。これは気温の上昇に伴い雪解けが進み、その雪解け水で水位が上がるためです。今年は全国的にも暖冬で、ここ大石田町でも積雪が少ないものの、天気が良く暖かい日が続いた後は少しの雨でも水位が上昇することがあります。河川敷を利用する際は十分に注意しましょう！



河川の水位情報やカメラ映像、土砂災害情報などもリアルタイムで確認できます。



ハザードマップポータルサイト  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

様々な防災に役立つ情報を提供しています。

国土交通省 川の防災情報  
<https://www.river.go.jp/>  
現在の水位を知りたい、など。

### 所内業務報告会



本間管理第一係長

2/6(火)新庄河川事務所において「所内業務報告会」が開催されました。この業務報告会は技術力の向上と事業における情報共有を図ることを目的に毎年行われており、各課・出張所の職員が日頃の業務について発表を行いました。大石田出張所からは本間管理第一係長が「防災力向上を目的とした“マイ・タイムライン”作成支援について(大石田小学校の事例)」と題し、学習にあたっての問題点や工夫点、課題と今後の展開について発表し「最優秀賞」を受賞しました。今後も地域の皆様と共に安全・安心な町づくりをサポートするため努めてまいります。

【発行】  
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 大石田出張所  
(担当:本間・浅沼)

〒999-4113 大石田町大字今宿字鷺の原466-2  
(TEL)0237-35-2024 (FAX)0237-35-2354

※「川通信 おおしだ」をご覧になってのご感想やご意見をお寄せ下さい。

※工事現場や河川管理施設をご覧になりたい方は、大石田出張所までご連絡ください。

ホームページもご覧下さい！  
<http://www.thr.milt.go.jp/shinjyou>

新庄河川

検索

